

鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、鞍手町子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員6名をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱されまたは命ぜられた日から計画が策定されたときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、教育課社会教育班に置くものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。